



# 長野県報

5月31日(月)  
令和3年  
(2021年)  
第208号

## 目次

### 規則

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課、経営・創業支援課）	1
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	2
食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則（食品・生活衛生課）	2
長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則を廃止する規則（食品・生活衛生課）	2
技術専門校管理規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）	3
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	3

### 告示

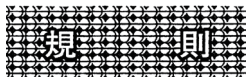
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し（税務課）	3
南信工科短期大学及び技術専門校の令和4年度の訓練定員（産業人材育成課）	4
長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の一部改正（信州の木活用課）	4
令和4年度長野県立中学校入学者選抜要綱（高校教育課）	4
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく手続き（生活安全企画課、組織犯罪対策課、交通規制課）	5

### 公告

随意契約の相手方の決定（DX推進課デジタルインフラ整備室）	5
随意契約の相手方の決定（税務課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	9
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（科学捜査研究所）	11

### 訓令

長野県統計調査調整規程の一部改正（総合政策課統計室、教育政策課）	13
----------------------------------	----



創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第85号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「創業の日の属する」を「同項の規定により事業税の課税免除を受けようとする最初の」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する」を「同項の規定により事業税の課税免除を受けようとする最初の」に

改める。

様式第1号中「具体的に」を「創業の日の属する事業年度における事業内容を具体的に」に改める。

様式第2号中「具体的に」を「新規開業をした日の属する事業年度における事業内容を具体的に」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

税 務 課  
経営・創業支援課

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第86号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和40年長野県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第3条から第8条までを削る。

第9条中「省令」を「食品衛生法施行規則」に改め、同条を第3条とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

食品・生活衛生課

食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第87号

食品衛生に関する条例施行規則を廃止する規則

食品衛生に関する条例施行規則（昭和25年長野県規則第75号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第88号

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則を廃止する規則

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則（平成25年長野県規則第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に着手した長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例（令和3年長野県条例第13号）による改正前の長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）第20条第1項に規定する自主的な回収については、この規則による廃止前の長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

食品・生活衛生課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第89号**

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県岡谷技術専門校の項を次のように改める。

長野県岡谷 技術専門校		ものづくり技術科	1年
		機械制御科	6月
		F A装置科	6月
		プロダクトマネジメント科	6月

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

産業人材育成課

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年5月31日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

**長野県公安委員会規則第6号**

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、又は当該書面等を提出し」を削り、同条第6項を次のように改める。

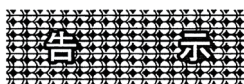
6 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として次の各号に掲げる場合には、第4項の規定にかかわらず、当該申請等のうち当該部分について、公安委員会等が定める方法により行わなければならない。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当である部分があると公安委員会等が認める場合

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

警務課



**長野県告示第334号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和3年5月31日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 白馬シェル石油	長野県北安曇郡白馬村北城265番地25	令和3年5月25日

税務課